

松阪市山村広場（飯南グラウンド）条例

改正後	改正前
<p>(使用時間)</p> <p><b>第2条</b> 使用時間は、別表第1に定めるとおりとする。</p> <p>(使用料)</p> <p><b>第5条</b> 山村広場の施設等の使用料は、別表第2に定めるとおりとする。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p><b>第6条</b> 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除</p> <p>(2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除</p> <p>(3) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額</p> <p>(使用料の還付)</p> <p><b>第7条</b> 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(委任)</p> <p><b>第8条</b> (略)</p>	<p>(使用時間)</p> <p><b>第2条</b> 使用時間は、午前8時から午後5時（夏期午後6時）までとし、夜間照明の使用は、午後7時から午後10時までとする。</p> <p>(使用料)</p> <p><b>第5条</b> 山村広場の施設等の使用料は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>(使用料の免除)</p> <p><b>第6条</b> 市長は、市若しくは教育委員会が主催する場合又は市長が特に必要と認めた場合は、使用料を免除することができる。</p> <p>(委任)</p> <p><b>第7条</b> (略)</p>

改正後			改正前		
<b>別表第1</b> （第2条関係） 使用時間			<b>別表</b> （第5条関係）		
施設名	時間区分	時間	施設名	昼夜別	1時間あたり使用料
松阪市山村広場 (飯南グラウンド)	午前	8時から12時まで	松阪市山村広場（飯南グラウンド）	昼間	220円
	午後	13時から17時まで		松阪市山村広場（飯南グラウンド）	夜間
	夜間	18時から22時まで			
<b>別表第2</b> （第5条関係） 使用料			1 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含む。 2 1時間に満たない場合は、1時間とする。		
施設名	時間区分	使用料			
松阪市山村広場 (飯南グラウンド)	午前	1,110円			
	午後	1,110円			
	夜間	2,540円			
備考 2つ以上の時間区分にわたって使用する場合には、それぞれの区分により 定めた使用料の合計額とする。					